## 第9回運営委員会の協議状況

日 時 平成16年11月2日(火)18:00~21:50

場 所 ソリオ1(3F会議室1)

出席者 (委員)松本(誠)川谷、長峯、岡田、佐々木、中川 奥西、伊藤、岡、加藤、草薙、酒井、田村 (県)田中、黒田、松本、前田

#### 内容(協議結果)

次の協議結果を次回流域委員会に報告、提案する。

#### 1 第8回流域委員会議題の調整

(1) 台風23号の災害状況報告と対応

河川管理者から、今回の台風23号による災害状況等を報告する。 今回の災害について、流域委員会としてのコメント(別紙1)を出す。

#### (主な意見)

- ・流域委員会としての初動対応 (現地視察等) が遅れたのではないか。
- ・流域委員会は、冷静に事実を確認すること。被害対策が流域委員会の仕事なのか。違うのでは、はっきりさせるべき。
- ・委員会の役目は、整備基本方針、整備計画を策定することであり、速度を上げてやらないといけない。個々の被害状況と対策について対応する機関ではない。
- ・今回は、58年災害に比べ降雨量が少ないのに災害が大きい。原因を明らかにしないと計画策定に影響する。
- ・今回の台風でいろんな問題が起こっている。現実に起こっているもののみの対応では本質的解決にならない。今回の台風による降雨が、どの程度の規模、確率だったのかの評価が必要。その上で、どの程度の対策が必要で、川を押さえ込む目安をどうするかを議論すべき。今回の台風の降雨データを取り入れて、とにかく早く基本方針を決めて、整備計画を作る必要がある。
- ・「本委員会は個別の問題はタッチしない」とは、言っていない。計画づくりには、避けて通れない。また、「今起きていることをどうしましょうか」というのでは、前に進まないので、それは、県や市が地元住民と話しをしてもらう。その状況を聞いて、流域委員会として意見をいうと言っている。

### (2) 全体議事フロー

前回の流域委員会に提案した「全体議事フロー(案)」について、修正の上、再提案する。(別紙2)

## (3) 治水計画の検討

河川管理者が、「治水安全度の設定から基本高水流量設定まで」について、武庫川の具体的な数値で説明(提案)する。

#### 2 その他

(1) リバーミーティングの開催日時、場所

## (第2回)

日時:11月20日(土)13:00~16:00

場所:尼崎商工会議所、3F大会議室

司会進行:松本委員長(次回以降は、別途検討)

#### (第3回)

日時:平成17年1月29日(土)午後

場所:篠山市立「四季の森会館」

### (2) 資料請求等の対応

河川管理者は、具体的な治水計画の提示(次回流域委員会)以降、整理ができている 範囲で、資料等を速やかに提出する。(台風災害の関係で、委員調整、他部局調整、資料 整理等が遅れている。)

#### (3) 委員による自主勉強会

河川管理者による具体的な治水計画の提示(次回流域委員会)以降に、実施する。具体的な日時、場所は、別途検討する。

# (4) 運営委員会

次回の運営委員会は、11月12日(金)18:00から、三田市総合福祉保健 センターで開催する。

第2回リバーミーティング(11月20日開催予定)の詳細事項を協議する。

## 23号台風による武庫川流域の被害に対する流域委員会の見解と対処の方針(案)

10月20日の台風23号では、武庫川は近年にない集中的な豪雨により流域に大きな被害をもたらしました。とりわけ武田尾、リバーサイド住宅はじめ被害を受けられた区域の被災者の方々には、心からお見舞いを申し上げます。武庫川の河川整備の基本方針および整備計画を策定するために活動をはじめたばかりの当流域委員会にとっても、今回の災害は武庫川の治水と流域の暮らしの安全を守るうえでも大きな課題を突きつけられ、その使命は一層重要になってきたものとして、身を引き締めております。当委員会は今回の災害に対して、以下の4点に添って対処していきたいと考えます。

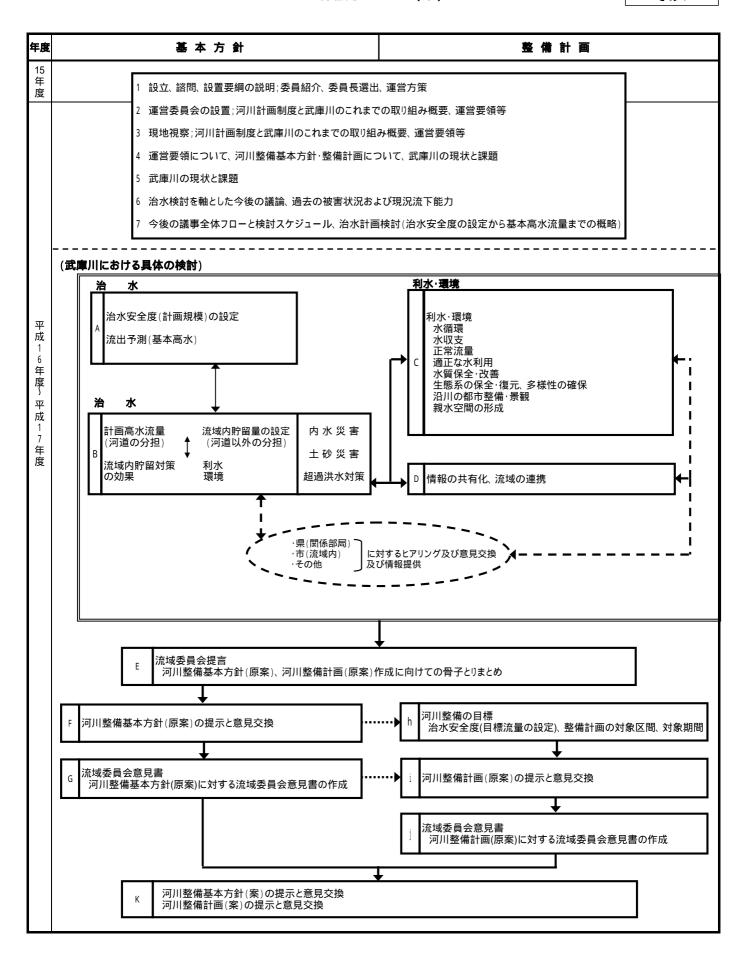
武田尾、リバーサイド住宅等被害を受けられた区域についての対策は、河川管理者である県が直接的な原因の究明をはかるとともに、速やかに緊急対策を立てて被災地区の住民に提示するべきである。当委員会は河川管理者に対して、流域の住民が安心して暮らせるように当該地区の住民と話し合って対策を決定し、速やかに実行するように要請する。

上記の対策と住民との協議の経過、実行の状況については、県から逐次報告を受け確認するととも に、必要に応じて委員会は意見を述べる。

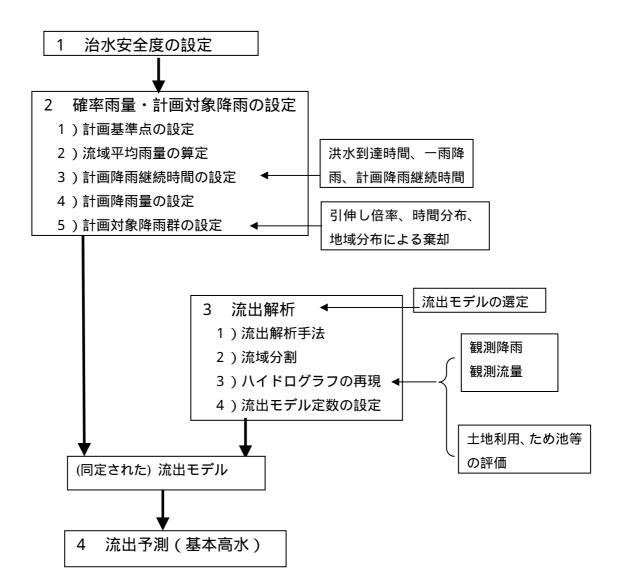
武庫川の河川整備基本方針と整備計画を策定するために設置された第三者機関である当委員会は、 災害の再発を防ぐためにも審議の促進をはかり、できるだけ早く基本方針を策定し、具体的な整備 計画を早くまとめるように努力する。

上記の審議にあたっては、根本的な原因究明を通じて、災害の再発防止のための方策を整備計画に 取り入れていく。

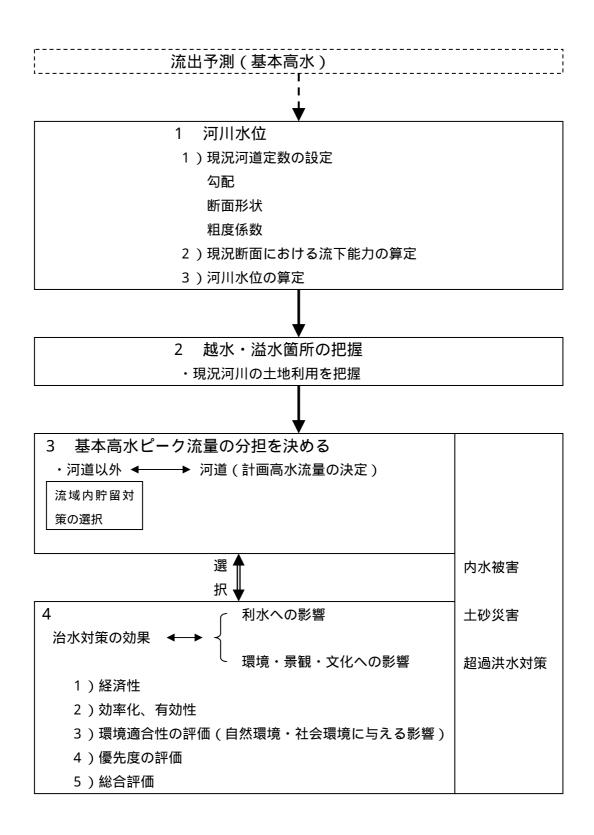
# 全体護事フロー (案)



# 項目Aの検討フロー



# 項目Bの検討フロー



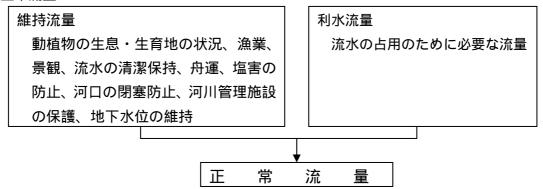
## 項目Cの検討フロー

### 利水・環境に関する課題

## 1)水循環・水収支

流域内の降雨、蒸発、流出の水文循環と人工的に整備した水道や下水道等の水収支を把握し、河川を中心とした流域単位で水循環を検討する。

#### 2)正常流量



## 3) 適正な水利用、水質保全・改善

適正な水利用は、河川の水利用の実態を踏まえて、適正な地点を選定し、それぞれの地点毎に検討する。また河川の整備・管理にあたっては、河川が適正に利用されるとともに、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全が図られるよう良質な水質の保全に努め、その方針を検討する。

#### 4)生態系の保全・復元、多様性の確保

河川の整備・管理に当たっては、河川の生物群集及びそれらの生息・生育環境の現状と過去からの変遷及びその背景を踏まえ、その川にふさわしい生物群集と生息・生育環境が将来にわたって維持されるように努め、その方針を検討する。

### 5)沿川の都市整備・景観、親水空間の形成

流域の土地利用、歴史、文化、景観等を踏まえ、河川を活かしたまちづくりを推進するため、関係行政機関、地元住民等との連携を図り、特に都市内の河川においては防災機能を確保する空間、身近な環境空間、都市活動を支える空間としての多面的な役割について検討する。